

第9号議案 要旨

北はりま消防組合火災予防条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正されたことにより、北はりま消防組合火災予防条例において、所要の改正を行うもの

2 改正内容

(1) 蓄電池設備について（第13条）

ア 規制対象の指定に係る単位を、アンペアアワー・セルからキロワット時に改めるとともに、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって、蓄電池設備の出火防止措置等が講じられたものとして消防庁長官が定める基準に適合するものについては規制の対象から除くこととした。

イ 転倒等の防止措置について、各種の蓄電池設備において共通的に求められる地震時の転倒等防止措置について規定するとともに、開放形鉛蓄電池を用いたもの以外については耐酸性の床等に設けなくてもよいこととした。

ウ 同条第3項において定める屋外に設ける蓄電池設備の位置について、一定の要件を満たすものを除き建築物から3メートル以上の距離を保つこととするほか、蓄電池設備の位置、構造及び管理について、同条第4項で準用する第11条第1項第3号の2、第11条の2第1項第4号の規定を改めた。

エ 第44条で規定する消防長への届出については、蓄電池容量が20キロワット時以下のものは不要とすることとした。

(2) 固体燃料を使用した火気設備について（別表第3）

固体燃料を用いた厨房設備の設置に際して必要となる建築物等の部分からの離隔距離を新たに追加した。

(3) 経過措置について（附則第2項から第4項まで）

改正後の北はりま消防組合火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、新条例の施行の際現に設置されているもの及び同条の規定の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについて、当該規定を適用しないこととするとともに、第11条第1項第3号の2等の改正について経過措置を設けることとした。

3 施行期日

令和6年1月1日から施行する。